

別記様式第1号(第四関係)

# 奈半利町加領郷地区活性化計画

高知県奈半利町

令和8年1月一部変更

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	奈半利町加領郷地区活性化計画
都道府県名	高知県
市町村名	奈半利町
地区名(※1)	加領郷地区
計画期間(※2)	令和7年度～令和11年度

## 目標 : (※3)

加領郷地区は、農業・漁業が盛んな地域であるが、人口の減少に伴い賑わいや活力の低下が進んでいます。この状況を解消するために廃校を体験宿泊・農産物等加工施設として地域の特色が活かせるように整備し、交流人口の増加、地域産物の価値向上及び消費の拡大を目指します。そこで、令和9年度から令和11年度までの3年間の定量的な目標として、以下の3つの目標を設定する。

- ・第1評価指標: 交流人口の増加 5,556人増/年
- ・第2評価指標: 地域産物の販売額の増加 7,644千円増/年
- ・第3評価指標: イベントの開催回数の増加 6回増/年

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

奈半利町は、高知県の東部、室戸岬から西に約25kmに位置します。総面積は28.36km<sup>2</sup>で林野が約76%を占めています。町の西側を流れる奈半利川の清流には鮎が育ち、海には美しいサンゴが群生するなど自然に恵まれています。また、古くから交通の要衝として発展し、参勤交代の際の宿場町として栄えていました。現在は、JR後免駅から奈半利駅を結ぶ「ごめん・なはり線」の終始発駅の町として近隣の観光施設「モネの庭」や「むろと廃校水族館」などを結ぶ県東部の交通の結節点となっています。

基幹産業は、農業で施設園芸でのナスやピーマン、スイカ等の栽培が盛んです。また、加領郷地区では、漁港が整備され漁業も盛んで金目鯛の水揚げが多くされています。観光では、明治から昭和初期にかけて建設された歴史的建造物が点在しており、浜石や瓦を積み上げた塀や、赤レンガを用いた蔵や塀など、路地に変化のある町並みが楽しめます。また、豊富な自然資源を活用した体験として、サンゴを望みながら行うシーカヤックやサップ、シュノーケリングなどのマリナクティビティやキャンプなど子どもだけではなく大人も楽しめる体験型観光にも注力しています。

### 現状と課題

奈半利町が直面している問題として、人口減少と高齢化が挙げられます。国勢調査によると、2000年に4027人であった本町の人口は2020年には3034人と約25%も減少しました。また、2023年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した2050年の推計人口は1723人と現在の2857人(2024年4月1日現在住民基本台帳登載者数)から更に約40%減少する推計です。人口減少については、全国的なものでもあり歯止めをかけることは困難であるが、今後は交流人口や関係人口を築くことが本町の未来にとって必要なことと認識しています。高齢化については、内閣府が発表した令和6年版高齢社会白書によると全国の高齢者率29.1%に対して本町は46.8%と非常に高く、人口減少に拍車をかけるように地域の活力低下や労働力不足が深刻な問題となっています。このようなことから、町の魅力を向上させるために賑わいの創出、地域の活性化、更には各分野での担い手の確保・育成が課題となっています。

### 今後の展開方向等(※4)

加領郷地区では、閉校となった旧加領郷小学校の利活用に向け、地区住民を含む加領郷小学校閉校跡施設利活用検討委員会を立ち上げ、アンケート調査や住民懇談会を開催しながら地域住民や関係者等から広く意見を聴取し、一定の方向性の整理を行ってきました。施設整備のポイントは、豊富な自然、食、歴史、文化資源等を活用し、子どもに対して学校では学べない教育(体験)の場とし、また、地域産物の価値向上や食文化を守り承継することで、消費の拡大と入込客数の増加、交流人口の増加を目指します。

本町は、県東部の交通の結節点として機能しているものの、観光等で訪れても長時間滞在できるコンテンツが少なく、多くが単なる通過点となっています。本事業により体験宿泊・農産物等加工施設を整備することで、目的地化され加領郷地区を訪れる方が、町民との交流、自然体験、農業・漁業体験によって、町内全域へ波及効果をもたらすことが期待されます。また、人とつながり、自然とつながり、仕事とつながることで、単なる交流人口であったものが関係人口へと発展し、継続的なかわりを持つことで地域に活力が生じるとともに持続可能な地域づくりが可能となります。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
奈半利町	加領郷地区	地域資源活用総合交流促進施設(②)廃校・廃屋等改修交流施設	奈半利町	有	ハ	
奈半利町	加領郷地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(①)農林水産物処理加工施設	奈半利町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

加領郷地区(高知県奈半利町)	区域面積(※2)	106ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: ・計画区域は、総面積106ha、そのうち農地・山林・原野が80haで、地域内全体の75%である。 ・区域内の全就業者数124人に対して、農業・漁業従事者数51人で、約41%を占め、農業者36名、漁業者15名であり、農業・漁業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: ・計画区域内の人口は、2019年に271名であったが2024年には230名と5年間で約15%もの人口が減少している。 ・計画区域内の高齢化は、2024年に52.2%であり全国の高齢者率29.1%(令和6年版高齢社会白書)と比べ非常に高い状況である。 ・本事業により体験宿泊・農産物等加工施設を整備することで、交流人口の拡大や当該施設での雇用の創出が期待でき、町の魅力向上により、人口減少の抑制にもつながる。		
③法第3条第3号関係: ・計画区域を含めて本町に都市計画区域はなく、市街地を形成している区域はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画の目標の達成状況については、令和8年度の改修工事完了後、3年間(令和9年度～令和11年度)に評価し、目標達成状況の確認を行う。

第1評価指標確認方法:当該施設来場者数のカウントにより把握する

第2評価指標確認方法:当該施設で生産した地域産物の販売額(決算書)により把握する

第3評価指標確認方法:当該施設で実施したイベントにより把握する

第1評価指標:交流人口の増加 5,556人増/年

第2評価指標:地域産物の販売額の増加 7,644千円増/年

第3評価指標:イベントの開催回数 6回増/年

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。